

[平成22年 6月 定例会-06月25日-04号]

●障がい児長期休暇サポート事業について

●災害時の高齢者福祉施設の支援システムについて

◆8番（山下いづみ 議員） 私は、さきに通告してあります障がい児長期休暇サポート事業についてと、災害時の高齢者福祉施設の支援システムについての2点についてお聞きします。

まず初めに、障がい児長期休暇サポート事業について伺います。

現在富士市では、日中一時支援事業を展開し、障害児やその家族サポートを行っています。しかし、利用希望者件数に対して十分にこたえられるだけの施設数がないのが現状であります。特に、学校の長期休業日の時期は利用者の数がふえます。そこで、幾つかの問題が上がってきています。利用者の声を聞くと、仕事を休まなくてはいけない、兄弟の行事参加が難しくなる、急な用事に対応ができない、親子でストレスがふえるなど。これらの現状を考えますと、長期休暇時のサポートをふやすことが必要であると考えます。

大分県の中津市では、平成17年度より、障害のある子どもや保護者を支援する障がい児夏期休暇支援事業「さんぽ」を展開しています。これは夏休みの期間の22日から23日間、午前9時から午後4時まで公共施設を利用し、開催しています。高校生から社会人のボランティアを募集し、障害児童1人につき1人のボランティアがつき、創作活動、調理、音楽活動などいろいろな活動をしています。事前にボランティア対象の講座とオリエンテーションがあり、児童の接し方などを学ぶようになっています。また、ボランティア以外に専任スタッフが三、四名ついています。毎年延べ200人から300人ほどの利用児童とボランティアが参加しています。現在は宇佐市など、他の市も同様の事業をスタートさせています。この事業を通して障害児の触れ合いの場をつくり、家族の負担を軽減すること。また、地域のたくさんの人たちがかわることで、住民にとっても障害に対する理解を深めていけるようになってきているそうです。

富士市においても、地域ボランティアを募集育成し、広く長期休暇サポート事業を展開していくことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。また、利用対象年齢も高校生まで広げ、児童事業、高校生事業と2つに広げていってはどうでしょうか。

次に、災害時の高齢者福祉施設の支援システムについて伺います。

富士市では毎年防災訓練が行われ、富士市地域防災計画、防災マップなども作成されており、災害時に備えていることは周知のとおりであります。災害時という非常の事態になったとき、慌てずに避難や看護ができることはとても大切なことでもあります。特に、高齢者など要援護者支援は、緊急時に備えて日ごろの看護、避難訓練が大切であり、また施設内外両方において複数の連携体制をとっておくことが望まれます。そして、それは実情に合った具体的な対策でなくてはなりません。

近年、内閣府中央防災会議では、阪神・淡路大震災、新潟県の中越地震などの大災害や、新型インフルエンザによる被害の発生を受けて、企業への事業継続計画（BCP）の普及を重点課題としています。これは、高齢者福祉施設においても民間企業と同様に、災害時に事業を継続することは、入居者や地域社会の安全のためにも極めて重要な課題であると言えます。高齢者福祉施設の利用者や職員の命、生活を守りながら事業を継続するための計画を作成することが必要です。施設や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を

強化するとともに、利用者のケアに関する重要業務の方針を検討し、被災後、事業の継続ができるように、災害時対応業務の選定、介護における優先業務などを作成しておきます。そして、そうすることによって、早期の復旧、復興を可能とすることができるようになります。

現在富士市には多くの高齢者福祉施設があり、今後ますます高齢化が進むと予想される状況を考えると、将来においても高齢者福祉施設の役割は大きいと考えます。そこで以下、1、市と高齢者福祉施設の連携について、2、高齢者福祉施設における事業継続計画（BCP）の作成についての2点をお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

初めに、障がい児長期休暇サポート事業についてであります。現在本市におきましては、家族の就労支援や一時的な休息を目的とする日中一時支援事業の1つとして、放課後支援事業を実施しております。この事業は、本年4月に開設された1事業所を含め、6事業所において実施されており、利用時間は事業所によって若干の違いはありますが、おおむね平日が下校時から午後6時まで、学校の長期休暇期間中は午前8時から午後6時までとなっております。平成21年度には実人数で202人の方が利用されており、実人数、1人当たりの利用回数ともに年々増加をしております。そのため、利用したいときに利用できないとの声も聞かれますが、現状では緊急利用の要望にも受け入れ枠を超えて受け入れたり、受け入れ可能な他の事業所を紹介するなど、各事業所が利用者の要望にこたえる努力をしております。また、学校の長期休業期間については、保護者の就労の関係で利用希望者が増加することから、各事業所では可能な限り多くの利用者を受け入れるよう、柔軟な対応をしております。このため、専任スタッフに加え、近隣の高校、大学などからボランティアを多く受け入れ、利用者増に対応するとともに、ボランティアと障害児との触れ合いの場としても活用しております。

放課後支援事業の対象者は、原則、小学校1年生から中学校3年生までとなります。このうち高校生を受け入れている事業所が2カ所ありますが、この事業所も年齢区分による児童事業、高校生事業との区分けはしておりません。その理由としては、事業の内容や本人の能力等により、同年齢の者と活動したり、異年齢同士で活動することが本人にとって有意義であると考えているからであります。事業の内容については、参加児童が楽しく過ごせるようなプログラムづくりに努力してまいりたいと考えております。

また、現在隔月で、障害児放課後等支援連絡会が開催されています。富士圏域の日中一時支援事業所、居宅介護事業所、相談支援事業所、障害児を受け入れている放課後児童クラブ、行政担当者などが出席し、それぞれの現状報告や情報交換を行っていく中で、よりよい放課後支援事業を目指して検討を続けております。放課後支援事業につきましては、利用者の増加が見込まれる中で、定員増など、さらなる強い要望があることは十分承知しておりますので、今後は事業内容の見直しを行うとともに、事業所の拡充なども視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えております。

中津市で実施されている障がい児長期休暇支援事業につきましては、夏休み期間中の平日にボランティアと障害児がさまざまなレクリエーションをともに楽しむ中で、障害者を理解していくことが1つの大きな目的であると認識しております。平成21年度においては、参加登録児童33人に対し、260人の登録ボランティアが参加し、専任スタッフの企画のも

と、障害児に1対1で付き添い、ともにレクリエーションを楽しんだとのことでもあります。

本市では、学校の長期休暇中も終日にわたって各事業所での放課後支援事業を実施するなど、保護者の要望を満たしていると考えております。長期休暇中における放課後支援事業の内容については、従来から各事業所において子どもたちが楽しく過ごせるような工夫をしていただいておりますので、今後もより有意義で楽しい1日になるような事業内容の精査をしてまいりたいと考えております。

一方で、ボランティアと障害者の触れ合いが障害への理解を深める上で大変重要であることから、市民福祉まつり、心身障害児（者）ふれあい交流事業、知的障害者カルチャー講座などの実施に当たっては、これまでも多くのボランティアにご協力いただいております。その中で、知的障害者カルチャー講座は、平成21年度には8講座で79回開催されており、延べ1085人の障害者が参加され、延べ400人のボランティアの協力もいただいております。

このように、いろいろな事業により多くのボランティアのご協力をいただく中で、市民の障害に対する理解が深まっていくと考えております。今後も市民の皆様が障害に対するご理解を深めていただき、障害者の社会参加がより一層進むよう、ボランティアの育成等も含め、放課後支援事業のさらなる充実をさまざまな観点から検討し、事業を実施してまいります。

次に、災害時の高齢者福祉施設の支援システムについての1点目、市と高齢者福祉施設の連携についてであります。災害が発生した場合、高齢者福祉施設の利用者は要介護者であることから、安全を確保するための連携は大変重要なことと認識しております。

市は、毎年9月1日に開催する総合防災訓練において、高齢者福祉施設等にも実施を依頼しております。平成21年度の総合防災訓練には、61施設、約2900人が参加し、避難誘導訓練、初期消火訓練、救護訓練、搬送訓練などを実施していただきました。災害時には情報収集が大変重要になることから、被害状況などを地区防災拠点であるまちづくりセンターに徒歩や二輪車などで通報していただく訓練も行っております。

なお、災害時には地域の協力が必要であることから、地元の自主防災会と協働して、炊き出し訓練や施設からの救助訓練等を行っている施設もありますが、今後も一層、地元の自主防災会と協働した訓練を実施していただくよう啓発してまいります。

また、社会福祉施設は、災害により避難を余儀なくされた要援護者の緊急受け入れ先としても期待されていることから、市内の高齢者福祉施設13カ所を含む社会福祉施設21カ所と、それぞれの役割や連絡体制について協定を締結しております。さらに、富士、富士宮市の社会福祉施設長で組織する富士圏域社会福祉施設長会とは、災害発生時の連携や避難協定の具体的な内容について意見交換しております。

次に、2点目の高齢者福祉施設における事業継続計画（BCP）の作成についてであります。一般的に企業などが災害等において事業継続を追求する計画を事業継続計画と呼び、バックアップシステムやオフィスの確保、要員の確保などが典型であります。事業継続の取り組みが有効なビジネスリスクには、大きく分けまして、突発的に被害が発生する地震、風水害、テロなどと、段階的かつ長期間にわたり被害が継続する新型インフルエンザ等の感染症などがあります。これらは、内閣府が示す事業継続ガイドラインに示されているものであります。本市においても、富士市ウェブサイトにおいて、企業における事業継続計画についての紹介をしております。

さて、高齢者福祉施設は要介護者の入所・通所施設であることから、企業におけるビジ

ネスリスク同様の災害等があった場合も、事業の継続が求められております。介護が必要な人やその家族にとって、高齢者福祉施設における介護サービスの中断による家族介護は困難であり、緊急時にあってはなおさらのことです。利用者ご自身や介護者の身体状況の悪化や、家族介護により勤務等に影響が出てしまうおそれもあります。

昨年発生した新型インフルエンザへの対応は、事業の継続を検討した身近な例でありました。感染症の予防対策から始まり、周辺地域の感染情報の収集、利用者及び職員の感染状況の把握、また感染者が発生した場合のサービス提供方法の検討など、さまざまな状況を想定した対処方法について、マニュアルなどにより、それぞれの施設や事業所で検討したところであります。また、要介護者が入所や通所している施設には運営に関する基準が設けられており、非常災害対策については、具体的な計画を立てること、定期的に避難、救出などの必要な訓練を行うことなど、対策の万全を期さなければならないことが示されております。

昨年7月、山口県防府市の特別養護老人ホームが豪雨による土石流災害に見舞われ、また8月には、駿河湾を震源とする地震が発生し、本市では震度4の揺れを観測いたしました。このため、市といたしましては、いち早く高齢者福祉施設における非常災害対策に係る具体的計画の策定を進めるよう、昨年9月に計画策定のための説明会を開催したところであります。その後、静岡県から高齢者福祉施設における災害対応マニュアルが示され、本年6月には風水害対応計画の参考例も出されております。

このように、高齢者福祉施設においては、災害時であっても利用者への介護などの継続的な提供が求められており、事業継続計画そのものではありませんが、災害や感染症に対応するためのマニュアルや運営基準に定められた非常災害対策に係る具体的計画などがその役割の一端を担っていると思われまます。このため、まずは利用者やそのご家族の安全・安心確保の観点から、高齢者福祉施設に対し、マニュアルの作成や具体的計画の策定を進めるよう指導してまいります。あわせて、この非常災害対策に係る具体的計画については、個々の施設等の実地指導の際、確認してまいります。また、事業継続計画については、マニュアル作成や具体的計画策定の参考となる部分も多くあることから、今後、他市の取り組み状況なども参考に研究をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） また順を追って質問させていただきます。

まず初めに、障がい児長期休暇サポート事業につきまして、今ある事業所でいろいろと工夫をされて対応しているということですが、今回の質問は実際に保護者の方たちからお話を聞いての質問です。現状なんです、100%対応できていると、そこまでは言いませんが、実際に事業所のほうでも対応し切れずに、保護者の方に連絡をしましたよね。長期はいろいろとふえてしまうので、いつもよりも利用する日数を減らしてください、時間を短くしてくださいと。実際にそういうふうになって、半分ぐらい利用できずに困ってしまっている人が出てきているんです。そして、ことしの休みの日をどうにかしろと言っても、早急にどうにもならないということはあるんですが、先ほどの市長の言葉でも、夏休みはどんどんふえているのが現状ですというところなんです。

そこで、年間を通していつも事業所が十分にあるということは、もちろんうれしいことなんですけれども、特に長期となりますと、事業所も長期の休みの期間はまた特別にいろいろなことをすることになってきますよね。そうしましたら、事業所もそうだし、市とし

ても長期の休みは、特別に1週間とか2週間とか形をつくっていけるのではないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（秋山喜英 君） 確かに事業所が足りているか足りていないかという点につきましては、本当に緊急の場合とか、計画的に使いたいときに調整をされるということは現実的であろうかと思えます。この点につきましては、日中一時支援ということで制度が確立されておりますので、その拡充をこれから図っていきたいと思っております。夏休みとか冬休みにご利用いただくということについては、当然事前にわかっているわけですが、今の事業所は6カ所ありますが、その6カ所の中で対応し切れていない部分については、これからも各事業所に整備の体制等もお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 整備のほうはぜひお願いしたいんですけれども、今こういう利用をする方で両方親が働いていたり、一人親で働いて、実際に12日間、14日間希望してもその半分しかできないというときに、その半分、6日間と7日間仕事を休まなければならないんです。そうすると生活も困るということもあるし、実際にそれはその家族が困るだけではなくて、そこで働いている従業員の方たちも困る。それはまた一緒に働いている人たちの話も聞いたんです。結局それはほかの人たちにも負担が回ってきてしまって、実はその企業みんなで困ってしまっているという話もあるんです。ですので、そのところはぜひ長期であろうとも対応ができるというふうにしてもらいたいと思っております。

そして今回の質問は、休みの日が多くなるから事業所をふやして、それでオーケーというだけの質問ではなくて、中津市の例を簡単に挙げましたけれども、ここではすごいボランティアの活動をしていますよね。富士市でも多くなったときに、高校生とか大学生とかそういうのもいろいろ活用しているよ、お祭りのときにも活用しているといういろいろありましたけれども、実際にそれでボランティアを経験した人たちの声というものは、どんな声がありましたか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（秋山喜英 君） 具体的には、そういう方々から直接私自身は聞いていませんけれども、実際にそういう事業等にかかわっていただく中では、当然障害者のことをご理解いただいたり、それから交流という意味では、文書とかマスコミで聞いただけじゃなくて、実際にそういう子どもたちとかかわることによって、いろんなことが理解できるということは聞いております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 中津市では、最初長期で利用ができなくて困るところから始まりましたけれども、実はここ1年、2年、3年、4年、5年と続けていく中で、比重を置いて、とにかくこれを続けようとなっているものは、地域の人々の障害に対する理解であるとか、本当の意味でのともに生きる共生ということを啓発できる事業である、こういうふうになっているんですね。ボランティアの人がいつもそういうふうにして、ちょっと触れ合って本当にわかってよかった、そういう話だけではないんですよ。

実際にボランティアがちょっとお手伝いするのではなくて、1対1で真剣に、お遊びでも何かしますよね。そういうときに、ボランティアの人にしてもいろんな葛藤がある人も

います。今こういうふうに言ったけれども、この子わかってくれたのかな、ああいう言い方したけれども傷つけなかったのかな、本当に遊びながら自分がやっていることはいいことなのか、正しいのかな。そういう不安とか、あと一緒にやっているボランティアの行動を見て、それ違うんじゃないのとか、そういういろんな葛藤がある。それは日常生活でも当たり前のことですよね。そういういろんな不安とか葛藤のある意見もある。また実際にやった人の中では、不安に思うより体験したほうが理解できた、障害に対するイメージを変えることができた、ボランティアの対応の仕方によって子どもの様子が変わることがわかった、こういうふう葛藤することもいいなと思うこともあった。それは実際に触れ合っている経験です。そこで、ここのボランティアを活用しての事業というのを富士市でやっていったらいいのではないかと。

実際に保護者の方にも聞いたんですが、障害を持っている子たちは、保護者も含めていつも割と狭い世界の中で生活をしていると。だけれども、例えば夏休みとか、そういうちょっとした期間のときに、いろんな人と実際に触れ合っているということは、子どもの成長にとってもいいし、親にとってもうれしい。実は、親もボランティアに参加しながら、自分の子ども以外のほかの障害の子どもたちの行動であるとか、くせであるとか、そういうことも理解ができた、ということなんですね。

それから、最初のときはすごく興味のある熱心な保護者であるとか身近な人であったとしても、今では参加者は、例えば学校の先生、企業が社会貢献という形でいろんなボランティアを派遣するとか、そういう広がりになってきているんです。年齢も高校生から60歳、70歳まで。そういうことで、これは公共の施設を使いますよね。富士市で言ったら、イメージできるのはフィランセとか、こういうまち中なんですけど、そういうところで、普通に人と人として触れ合う機会を持つことができるのが、この事業ですごく大きな意味があるというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（秋山喜英 君） 障害のある子どもたちとどうかかわるかというのは、ボランティアを通じてかかわるといふところが大変意義があるとは思いますが。長期休暇を利用して、そういう形で触れ合うということも必要だと思いますけれども、富士で行っている中でも、例えば知的障害者の方のカルチャー講座についても、茶道とかコーラスとか、水彩画とかいろんな趣味をカルチャーとしてやっていくときにボランティアの方にかかわっていただくとか、あとは市長のお答えの中にもありましたけれども、ふれあい交流というものもあります。それからあと、市の事業ではありませんが、社会福祉協議会が行っています高校生のワークキャンプということで、1泊2日で障害者の方と高校生、それからスタッフが加わって交流して、いろんな生活体験を実態を通してやるというようなこともやっておりますので、いろんな形でそういうものができるんじゃないかと思っております。

あと、実際にそのボランティアの方が自主的にかかわるといふことは、今、各施設ごとに就労の継続支援事業所なんか地域の中で、単発ではありますけれども、フェスタ、お祭り等を開いて地域の方に障害者の方と一緒に楽しんでもらうとか、あとは地区福祉推進会の中で、限られていますけれども自分たちが福祉のことを知って何ができるかということの実践活動に結びつけるような活動等もございますので、プラス本当に長期休暇の中でそういう取り組みもできればいいかと思っておりますが、実際的にいろんな形で取り組まれているという形で認識しております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8 番山下議員。

◆8 番（山下いづみ 議員） 市のほうでもいろいろと頑張っているという意気込みは感じるわけなんです、ボランティアで実際にやって、お祭りとかいろんなイベントとかで、全部の保護者に聞いたわけではないんですが聞いたときに、実際に中津市から来た人もいますので向こうのことも経験している人も中にはいるんですが、ボランティアの意味が違うと言うんですよね。いかに人とつき合って、その中で生まれる本当の意味でのノーマライゼーションという話になってくるんですよね。そして、年間通していろいろボランティアができるのはいいのかもしれませんが、こういう特定の休みだからこそ、実は発達障害でも何でもいろいろと悩んでいる担任の先生であったとしても、そういう人たちが休みを利用して参加ができるとか、期間を限定されているからこそ、いろんな幅の広い人たちが参加ができるということもあると思います。

それと、あとこれは保護者の方にももちろん1年じゅう、必ず放課後児童クラブのような支援が欲しい。こういうふうにする保護者とか市民の方もいるし、今回私がお話を聞いた市民とか保護者の方もいるし、でもこれは両方とも富士市民ですよ。できるかできないか、できるようになるかということと一緒に考えて、血を出していける環境にあるということがすごく大切だと思うんですが、ここの中津市とかが実際にやり始めて、大分県のほかの市でも、うちの市でも欲しい、うちの市でも欲しいと、こういうふうにとんどん今この事業は広がっていくんです。

富士市はどうなのかというときに、例えば大分県のそちらは社協がやっていますので、例えば社協としますよね。そうすると、社会福祉協議会というのは何をやる場所だという話になってくるんです。そうすると、そこは地域福祉を推進するということが、目的、命題になってくるわけです。そして、これを言ったから、市民の声だからすべてをすぐにやれとか、そういう話ではなくて、市民の要望をどこまで一緒に真剣に話をしてみ、話を聞いてみてこういう形でできるのか、どうなのかというふうに持って行ってほしいというのが市民の声でもあるわけなんです。これは今回のテーマの話ではないんですが、例えば住民の声でどうなのかと思ったときに、すぐに予算が欲しいとか計画が欲しいとかじゃなくて、とにかく話を聞いてくださいということになるわけです。いろいろ事例を出されて、一生懸命やっているということはそうなのかもしれませんが、市民にしてみると、私たちの言っている話も聞いてください、そしてどうなんですかということになってくると思います。

今回の事業に関しては、現実問題、休みの日はとにかく希望どおりに利用ができない。それも1日2日キャンセルではなくてもっと多くという現状と、このボランティアということに関しては、ともに生きよう共生の社会とかそういうふうに言ったって、では実際にどこで経験しているの、体験しているの、実感しているのというところで、中津市は回を重ねることに大きな意義を見つけたわけですよね。これは障害があろうともなかろうとも、本当に人として頭でわかる、そうではなくて当たり前というところですよね。そういうところで、これは市としても、障害理解の啓発、障害を持っていようとなかろうと、大人になってもこの子たちはこの地域で暮らしていく子どもたちなんだから、こういう事業がというふうに、市の社協とかその人たち自体もそういうふうになりつつあります。ですので、ぜひともこの話というのはここで終わりにしないで、いろんな意見とかもありますので、機会を見つけて1度、グループで保護者の方たちとお話を聞いていただきたいと思います。

そして、これに対して高校生の授業というところで、年齢で区分せずにいろんな世代で遊びとか工夫してというのはわかります。これは簡単な保護者の意見で、すごく大きくなった高校生が小さい子と、親にとっては狭い場所ですよ、そこであんな大きな体をして小さい子も一緒に、おもちゃですって何時間もできるのかなという不安があったり、そのところが不安にならないような広さであったりとか、その子たちも楽しめるようなものが、多分親にわかったらいいと思います。高校生のほうでも実際に受け入れするところは少ないですよ。そっちのほうも足りないということです。ぜひ広げていてもらいたいということと、あと高校生という遊びもそうですし、やはりだんだんこれから社会に出ていくという意識も出てくる。もう少し就労につながるような遊びとか作業とか、そんなものを取り入れていってくれたらうれしいなというような声もありますので、そちらのほうもぜひ検討してください。

最後のほうでまた1度、保護者の人たちとか、いろんな会でも検討していると言っていましたので、そういう機会にこういうグループの人たちの話も聞いてみるという形をぜひ設けていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（秋山喜英 君） 保護者の方、それからそういうグループの方、あと事業所も含めて、今後の対応はどうしていったらいいかというようなことも、お話し合いをさせていただきたいと思います。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） ぜひお願いいたします。

次に移ります。

災害時の高齢者福祉施設の支援システムについてですが、防災訓練とかに平成21年度は61施設が参加をしているということですが、済みません、もう1度聞きます。参加されていないどの施設も、年に1度とか、各自でこういう訓練は行っているということですか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 福祉施設のほうは、それぞれが自分のところで訓練を行うような形で、国、県の福祉関係のほうから連絡がくると思います。マニュアル等をつくりなさいという話があります。そういう中で訓練をするようになると思います。この数字につきましては、9月1日に市で行う総合防災訓練と一緒に協力してくださいという形で、各施設に通知を送ります。これは任意なものですから、その中で計画書を出していただいて、実際に実施しましたという報告書をももらった数がこの数になっております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） そうすると、把握はどこまでできているのかわからないということだと思うんですが、実際に訓練に参加をしてきて誘導、消火、搬送いろいろやっているということですが、これは実際に起きたときに対応ができるようになっている訓練であればいいということになりますよね。

ここでちょっとまた1つ質問になってくるんですが、その後、例えばまちづくりセンターに歩いてでも何でも、とにかく通報するというふうになってはいますが、これは訓練のときにはできますが、夜とか夜中とか、時間帯じゃないときにはどういような対応がとれるということ、ちゃんと福祉施設の方たちと連携がとれるようになっているんですか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（秋山喜英 君） 社会福祉施設全体の訓練とか、それからマニュアルについ

ては、それぞれ各施設のほうが取り組んでいただいております。あと監査等のときにそれをチェックさせていただくんですけれども、日常的な訓練のところについては、小規模については市の管轄でありますので、そこに行って、その訓練の状況等を確認することはできます。

今、火災等で問題になっております職員の配置の体制とか何とかという部分については、それぞれの施設のマニュアルを検証させていただいた中で、何か問題等があれば指摘をしていかななくてはならないかと思っています。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 私も各施設のマニュアルをすべて見たわけではないから、ここで詳しくは言えませんが、マニュアルでしっかりとこっちで確認するということは十分にわかるんですが、それを実際に見て、これは24時間どんなときに起きても大丈夫だというような、ぱっと見てわかるマニュアルですか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（秋山喜英 君） 具体的にその中身について見させてもらっていませんけれども、高齢者の方が安全に避難できるようにということで、県のほうも今そのマニュアルを示して、かなり細かく作成をするような形で指導をこれからしていくことになると思います。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 特に日本の中でも静岡県とか富士市、ここは富士山もあるし海もあるしということで、防災に関しては強い意識とか関心というのがあると思いますが、実際問題、先ほどもちょっと触れましたけれども、当直でも1人で9人の方を見るといときには、幾らここで富士市の消防体制、救急体制が万全だと言っても、来る間に1人で、それもすぐ走ってぱっと行けるような人たちの集まりではないですよ。いつも薬を飲んでいたり、注射を打ったり、何か補助をして歩くとか、そういう状態の人たちがあの中で、では実際に今の災害計画とか防災計画、それだけで果たして大丈夫なのかというふうになってくるとは思うんです。

そして、次の2番目のBCPの作成というふうになりますけれども、これは中小企業とか、企業のために形はつくられているんですが、施設も同様に、特に必要であると。それは身体的に弱いとか、実際に今まで大きな災害で困ったというところは、自力での脱出がほとんど困難であったというところですよ。ですので、そこでいう防災とか災害計画以外に、その各高齢者福祉施設に合ったBCPを作成しておくことがとても重要であると思います。はっきり言って、これはまだ日本全国どこでもやっているという状況ではないんです。

そして、実際に計画をやっているというところへお話を伺いに行ったんですが、一番近いところでは旧芝川町の百恵の郷、ここなんですね。ここはもともと前からすごく防災とか災害に関して熱心にやっているところで、先ほど言っていた各施設で防災計画、災害計画書を出してやっているところで、見せていただいたんですが、今の段階でも事細かに、出勤のときは、出勤をしないときは、管理職は、一般職は、出勤する前は、出勤途中は、仕事をしているときは、帰る途中は、すごい事細かにここまで書いてあるところなんですよ。ここのはすごく意識もあるし、そこまで徹底してどの職員もわかっていると言っていました。そして、その方たちが実際に訓練を試みたら、うまく動けなかったとい

う感想があるんですね。というのは、地震がある、災害があると思っていて、訓練なれしているけれども、その訓練のとおり動いてしまって、臨機応変に動けない結果が自分たちにあったと言うんですよ。いつも火が出るところは台所だけじゃない、いつも避難できる場所は表の玄関口ではない、もしかしたら窓かもしれないし、もしかしたらもっとくぐってとか、そういうようなことが全然動けなかった。あとはだれが責任を持って指示出しをするのかというところで、すごく混乱をきわめたと言っているんですね。ここではBCPというものを知ったときに、これはほかの自治体にも先駆けて、自分たちの施設でやっておいたほうがいいということで計画を立ててやっているわけです。

ですので、富士市のほうでも、県のほうでいろんな対応マニュアルをする、それは市として市民を守るためにどういうふうにしたらいいか、そういう事細かなマニュアルでしょうし、各施設はと言ったときに、企業向けのBCPもそうであるように、お店を開いている人たち用、中小企業の人たち用とマニュアルが違いますよね。それは各店舗によって緊急時にやるのが違うからなんです。そう考えると、高齢者福祉施設もすごく大きいところからすごく小さいところ、時間によったら人数が十分にあるところとないところ、いろいろあるわけです。だから、その福祉施設によっても自分たちなりの実際的な事業計画書（BCP）というのを作成したほうがいいというふうになるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 保健部長。

◎保健部長（長橋均 君） 高齢者の施設ということですので、私のほうでお答えさせていただきますが、基本的に先ほどの県のマニュアルということの中では、地震対策と風水害の対策ということで大きく2つに分かれております。特に今のお話というのは地震のときのことのお話かなと思われませんが、これについては、平常時における地震の防災対策、注意情報、警戒宣言のときの対応、発生時での対策、地震発生後の被災生活の確保の対策というようなことになっております。

特に、今のお話で発災のときの対応のことになってきますと、実際に平常時から避難経路の確認であるとか、通路の門、塀の倒壊の防止、その辺の危険、安全性がどうなっているとか、いろんなチェックをなさいなんていうことも出ております。言うとお大変細かくなっていて切りがないので。あと発災後ですと、生活を維持する必需品の確保をどのようにしていくのかということにまでわたっての項目が出ております。

今、百恵の郷ということでお話がございましたが、恐らく百恵の郷でも県のこのようなものも、どちらが早いか遅いかはわかりませんが、参考にしたりということの中でつくられていると思います。基本的にはそれぞれの施設で対応していくということになりますが、あとはその辺のきめの細かさといいますか、どこまで網を細かくしていくのかということがこれからの課題であるのかなと。

まず大きな考えとしては、全体を網羅した、今申しましたような発災前の、平常時から発災後、復帰するまでの計画を立てていく。そういう中で、入所している方は常にそこにいるわけですので、発災したから一時機能をストップしてというわけにはいきません。そういうときでも常に対応できるようなものが求められてくるということの中で、あとは今申しましたようにどこまできめの細かな対応ができるのか。一遍に全部と言ってもなかなかそれは大変な話でございますので、それぞれの事業所の中で最低限のことはクリアする。次には、もう少しそれを1つずつ、今申しましたように、実際やってみたらこういう問題が出た。それをまたクリアしてカバーするような方法を考えていくというような形で、少

しずつ目をきめの細かなものにつくり上げていくというのが大切かなと考えております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 県で今やっているというのと、今話を聞いていたら、百恵の郷が既につくってあるのと、きっとこのことを言っているのかなとわかったんですが、多分県の担当部と百恵の郷で同じ研修を受けているんですよ。だからここは民間でも県と同じように早くできているのかなと。

その次のきめ細かにというところ、実際に本当にBCPの作成が必要だな、では高齢者施設のBCPって何と言ったときに、これは本当に簡単な具体例なんだけれども、緊急時にいかに通常どおりの介護とかケアができるのか。でも、それは同じことはできないわけですよ。例えばモーニングケア、このときには全員やる。程度は、必要なものは三角とか、排せつは全員絶対に必要だから丸とか。ずっと寝たきりになっているのを起こすのか起こさないのか。それは半分とか、なしにするとか、具体的に落とし込んでいく。これが実際に働いている人たちにとっても大切だということで行っているんですね。

これはまだ全国的に先駆けてという話になってきますので、その前に今部長が言われたように、全体像を持った、県が出すものもちゃんとつくってから、それは本当にそういうふうに思います。そちらもやりつつも、実際に旧芝川町でもやっていて、このときに旧芝川町の百恵の郷に声をかけられて、富士市の施設でも、これを聞きに1カ所か2カ所行ったところがあるんですよ。ですので、例えば全部の施設とは言わないまでも、市の担当部、担当課も含めて、これは1日でいろんな講習をするということもあるそうなんです。ですので、そういう機会を設けて、市と、興味がある、先駆けて率先してやってみたいというところに声をかけて、講習に参加してはどうかということを考えていただきたいと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 保健部長。

◎保健部長（長橋均 君） 今、市の高齢者の施設を取りまとめている介護保険課の事業としては直接やっておりませんが、市としましては事業継続計画（BCP）の策定セミナーというような形で工業振興課が担当しまして、セミナーを開催したりというようなこともやっております。今年度については7月5日が第1回ということで、合わせて6回のBCPの研修をやるというようなこと。これについても市内の事業者からも申し込みがあったというような話を聞いておりますし、私たちもこういう研修セミナーがありますよとそれぞれの事業者のほうへ情報提供させてもらったりという中で、なるべく今申しましたような、議員のお話にもあったようなことを少しでも事業者のほうで理解しながらやっていってもらえればという形の対応はさせていただいております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） ぜひお願いしたいと思います。ここでは、1つは、実際に板橋区の福祉事務所長もやった方で防災課のところにいる方なんですけれども、その方が、自治体職員としての角度からもそうですし、福祉施設にはこういうBCPが大切だとか、そういうようなところを実践したり、話をしたりというような、自治体職員でも詳しくこういう啓発をやっているという区もありますので、そちらのほうのお話も1度聞いて、富士市としたらこんな研修ができるとか、それだったら、わからないけれども職員を最初に何人か派遣しようとか、そんなことも考えていただければよいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 7番笠井浩議員。

〔7番 笠井 浩議員 登壇〕

◆7番（笠井浩 議員） お許しをいただきましたので、さきに通告してあります内容に沿って質問をさせていただきます。

市民の要望は年々多様化し、市の各窓口にも市政や生活に関する数々の要望が寄せられていると思います。議員もさまざまな施策の提案をしますが、よい回答、よい答弁が得られたと思っていても、なかなか実現しないことが間々あります。そんなとき、要望や提案に対する検討の進捗状況を探ってみると、関連する部同士、課同士あるいは外郭団体も含めて、どこが対応するかで遠慮し合っているケースも多いように思います。遠慮は奥ゆかしく見えても、決して富士市の発展のためにはならないので、遠慮せずに協力し合うことが大切だと思い、以下、質問いたします。

1つ目として、発達障害は、平成17年4月に施行された発達障害者支援法により、従来、知的障害として認められていなかったものが改めて認められ、国や県及び市町村の責務が明確となったもので、自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、LDなどのことを言います。一見、福祉部の管轄のように思えますが、実際には教育現場でも大きな問題となっています。

現在、富士市で学校に通う児童生徒の中で、発達障害の疑いがあり、特別な教育支援を必要とする児童生徒は平成19年度が2.4%、平成20年度が2%、平成21年度も2%を超えています。教育委員会としてもこの問題を重くとらえ、夏休みの研修などを通じて先生方に勉強を促し、最近では、先生方も発達障害に対しては相当な知識を持つようになっていくと聞き及びます。富士市にはこども療育センターがあり、療育相談室では、発達障害を初めとしたさまざまな障害を研究し、専門知識を習得し、療育相談や幼稚園、保育園への巡回指導を行っています。ただ残念なことに、現在の人員では小学校就学前の子どもたちへの対応で手いっぱい、小中学校の児童生徒にまで手が回らないのが現状です。発達障害を初め、世話のやける子、手のかかる子への対策をより確かなものにするために、教育委員会と福祉部は連携して対策に当たるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、食育、富士山おむすび計画は保健医療課の事業ですが、おむすびの「す」は「するがの恵みに感謝の気持ち」であり、地産地消の観点から食料生産者と消費者の距離がますます離れ、食料の生産、供給への理解が薄れていることを指摘しています。食料生産者で富士市の消費者と最も距離が近いのは、富士市の農業生産者です。食育は地産地消が大きな柱となるので、農政課と協働し、富士市の農業を守るために地産地消を推進するという観点が必要だと思います。

また、現在、卸売市場のあり方が問われています。卸売市場も、地元の農業を守るという観点、地産地消を推進するという観点から、富士市の農家がつくった作物をいかに高く売るかという観点に立って実績を上げていけば、富士市にとって必要な存在になっていくと思います。保健医療課、農政課、商業労政課が協働して、いかに卸売市場の機能を充実させ、富士市の農業発展のために利用するか、富士市の農業を発展させ、いかに地産地消による食育の推進につなげるかを考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目ですが、岩本山公園にビジターセンターと売店ブースを設置しようという要望は、随分以前から市長との行政懇談会や岩本山・雁堤プロジェクト、一般質問などでも取り上げられ、市はどちらかといえば前向きな回答をしてきたと思われませんが、観光課、みどりの課、富士山観光交流ビューロー、施設利用振興公社が遠慮し合っているのか、一向に前

に進みません。遠慮せずに協働を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目に、かつて1年の間に何回も同じ道路を掘り返すが、1度でできないかとの声をよく聞きましたが、最近そういった苦情が減少しているように思われます。何か努力をされているのでしょうか。

最後に、各部協働、各課協働を推進するためには取りまとめ役が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上、お伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 笠井議員のご質問にお答えいたします。

市民の要望に対する部と部、課と課の協働についてのうち、1点目の教育委員会と福祉部の連携についてであります。現在、幼児の発達障害児の療育については主にこども療育センターで行っております。しかしながら、小学校入学後、乳幼児期に蓄積された障害児に関する情報等が教育現場にうまくつながっていないという状況がありました。このため、平成21年度より、こども療育センター療育相談室において小1グループ支援事業を開始いたしました。これは、こども療育センターがかかわってきた発達障害児のうち、小学校の通常学級に進んだ子どもに対し、グループ活動を通じて入学後のフォローアップを行うものであります。月1回程度、対象となる子どもたちのグループ活動を実施し、その後の時間で在籍校の学級担任や特別支援コーディネーター、教育委員会巡回相談員、富士特別支援学校地域連携部など関係機関職員を交えたケース支援会議を実施し、情報交換や意見交換を行っております。

また、学校生活に不安を持つ新入学児を対象に、3月から5月にかけて療育相談室スタッフが各小学校に出向き、その子どもの特性や配慮してほしい点などを伝える場を設けております。平成21年度は9校、18人、本年度は11校、17人について行いました。こども療育センターは本来、就学前の乳幼児が対象であります。これらの取り組みは発達障害児が小学校入学後も1人1人に応じた適切な指導が受けられるための橋渡しと考えており、発達障害児に対する乳幼児期からの継続した支援を行う体制づくりが重要だと考えております。このため、発達障害児に対する支援につきましては、今まで以上に教育委員会と福祉部が連携をとりながら特別支援教育を推進していく必要があると考えております。

次に、2点目の食育を農業振興に生かす取り組みについてであります。ご案内のとおり、本市の食育行政は、平成21年3月に策定いたしました富士山おむすび計画をもとに、関係22課が連携し合い、162の事業を進めているところであります。この富士山おむすび計画では、4つの基本方針を掲げており、その1つに地産地消の推進がうたわれております。この基本方針に沿って、ご指摘の農政課や商業労政課を初め学校教育課などが協力し合い、市民に地場食材のよさを再認識していただく取り組みや学校給食での活用を図る取り組みなど、諸事業を展開しております。具体的な事業についてであります。例えば、学校給食への地場産品導入を目的に県が学校給食地場産品導入協議会を設置いたしましたので、本市も関係する課が参加させていただいております。この協議会の中では、給食で使用する野菜の種類や量を調査し、農家に作付をお願いする活動や、生産者、市場、納入業者、そして学校という食材の流通過程の検証に当たるなど、さまざまな活動が行われており、これらの活動の中で、各課とも積極的に意見や提言などをさせていただいております。

また、市内における地場野菜の地産地消を推進するとともに、地域供給の確保と野菜経営の安定を目的に、生産者、流通業者、農業協同組合、行政により岳南地場野菜県内供給対策協議会が設置されております。この協議会は、富士市公設地方卸売市場が扱う野菜について、食の安全・安心の観点から卸売市場が推奨する地場生産者の良質な野菜を審査、認定し、安心と信頼のあかしである岳南野菜としてのブランド化を進めております。さらに、この取り組みにつきましては、市内各店舗におけるハウレンソウやコマツナなどへの岳南野菜シールの表示やいちばの朝市などで消費者に対しPR活動を行っております。このように食育を農業の振興に生かすさまざまな取り組みを進めておりますが、本市関係課の連携はもとより関係団体との協力体制の強化を図り、今後さらに食育が農業振興に果たす役割が深まるよう努めてまいります。

次に、3点目の岩本山のビジターセンターと売店ブースについてであります。ビジターセンターや売店は、来園者への情報提供や地場産品の販売などにより、付加価値をつけ来園者の満足度を高めることができる施設であり、地元の皆様を初め関係する方々より設置の要望をいただいております。本年は、観光的な付加価値をつける事業として、地元のまちづくり推進会議や農業協同組合、商業者、バス事業者を初め多くの関係者のご協力をいただき、2月下旬に9日間にわたり岩本山梅祭りを開催するとともに、新富士駅と岩本山、富士宮浅間大社を周遊するシャトルバスの運行を行いました。この中では、地元農協による農産物の販売を行ったほか、地元のグルメを楽しめる峠の屋台村を初め、富士山と満開の梅のもとで愛を誓う観梅ウエディング、観梅コンサート、岩本山写真学校など多彩なイベントを実施した結果、2万人を超える方々のご来場をいただき、好評を博しました。今後は、こうしたイベント等で得られた結果を踏まえ、ビジターセンターや売店ブースを設置する場合、必要となるニーズを把握するとともに、機能や規模、運営形態などについて検討を進めるため、関係課や関連団体から成る検討組織を立ち上げてまいりたいと考えております。

次に、4点目の1年の間に何回も同じ道路を掘り返すが、1度でできないかとの声をかけてよく聞いたが、最近このような苦情は減少しているように思われるが、何か対策をとっているのかについてであります。現在、市内の道路工事は、道路改良、舗装、上下水道等の市が発注する公共工事を初め、電気、電話、ガス等のライフラインの民間が発注する工事が年間を通して約2400件ほど申請されております。おのおのの工事施工者が無秩序に工事を開始すれば、路面が頻繁に掘削され、道路交通の障害を招きます。

そこで、公共工事等で規模が比較的大きく、交通の影響が広範囲にわたる道路工事については、道路構造の保全及び通過交通に著しい支障が及ばないように、年に4回、四半期ごとに富士市道路工事調整会議を実施しております。会議の構成は富士市の事業課、国土交通省、富士土木事務所、富士警察署等の公共機関、東京電力、西日本電信電話、静岡ガス等の民間事業所から成っております。この会議で、各事業主体から年間の道路工事の施工計画が提出され、工事期間、工事箇所が競合している場合には、当事者間で調整し、同時施工を行うなどして工事の合理的な執行を図ることで、市民生活への影響を最小限にするよう努めております。

次に、5点目の各部協働、各課協働を推進するための取りまとめ役の必要性についてであります。近年、世界的な経済危機や本格的な少子高齢社会の到来など社会経済状況の目まぐるしい変化に伴い、市民の皆様の行政に対するニーズはますます多様化、複雑化しております。このような状況のもと、市民のニーズに的確にこたえるために、各部または

各課が連携して業務の執行に当たらなければならない機会は今後ますますふえていくことと思われまふ。したがいまして、議員ご指摘の各部協働、各課協働を推進するための取りまとめ役の重要性については、私も十分認識をしております。

そこで、本市では各部協働、各課協働を円滑に推進するための制度として、平成14年から調整主幹制度を導入し、各部の部内調整課に調整主幹を配置しております。調整主幹の主な役割は、市民の皆様の要望、苦情等の処理に関する部内外の連絡調整や部長の指示事項に関する部内外の連絡調整を行うこととあります。今後は、調整主幹の部内外の連絡調整に係る権限をさらに強化することにより、各部協働、各課協働をより円滑に行えるよう努めてまいります。

また、臨時または特別に発生した複数の部課にまたがる重要事項について、関連部課において連絡調整を図りながら処理していく必要があるときは、臨時組織を設置し、機動的に事務の執行に当たっているところとあります。具体例としましては、本年3月に策定、公表いたしました富士市次世代育成支援計画後期計画や、現在策定を進めている第五次富士市総合計画、富士市国際化推進プランなどにおいて、臨時組織として策定委員会等を設置し、関係部課が連携しながら取り組みを進めております。今後につきましても、各部協働、各課協働によりまして、複数の部課に関連する事項に迅速かつ的確に対応していくため、調整主幹制度や臨時組織を効果的に活用をしております。

以上であります。

○議長（小長井義正 議員） 7番笠井議員。

◆7番（笠井浩 議員） ご答弁をいただきましたので、1つずつ質問をさせていただきたいと思ひます。

発達障害に関してなんです、主に福祉部サイドからのご答弁だったように思ひます。昨年の11月にやはり発達障害に関して質問させていただいたわけなんですけれども、あれからいろんな勉強会に出るようになりまして、ことしの2月でしたか、3月でしたか、民間が主催した発達障害に関する勉強会で佐々木正美先生という精神科医の方の講演を聞きまして、その冒頭で言われた言葉なんですけれども、日本には、いわゆるひきこもりと言われる人たちがわかっているだけで100万人、潜在している者も含めれば200万人を超えるじゃないかというようなお話を聞きました。この数というのが世界的に見て日本が断トツで1位なんだそうです。2位がメキシコということになっているらしいんですけども、その差というのは全然話にならないぐらい大きな差がついていて、どうして日本がこんな国になっちゃったんだろうなんていうことを言っていました。

この引きこもる原因というのがほとんどが人間関係がうまくいかなくて、会社に行けなくなっちゃう、あるいは学校に行けなくなっちゃう、そういう子どもたちだったり大人だったりするわけなんですけれども、その人間関係をうまく保てるようにするには、佐々木先生いわく、大勢で遊ぶ中から覚えていくしかないんだよみたいなことを言っていました。こうした引きこもっている中でも、自分に自信をなくしてうつ病に陥って行って、年間3万人を超える自殺者が日本では毎年出ているわけなんですけれども、そういうところに発展してってしまうんじゃないかなというふうなことを言われていました。

こうならないための対策というのは、ひきこもりなんかになる人たちは発達障害を抱えている人たちが多いいよということなんですけれども、その対策というのは、やはり早期発見、早期療育しかないだろうというようなことを言っていました。早期発見、早期療育ということになりますと、もちろん家庭もあるでしょうし、地域もあるんでしょうけれども、

行政として何ができるかという、やはり幼稚園、保育園、それから小学校、中学校、富士市の場合は高校もありますので、その就学の過程である程度の療育を施していく、あるいは周囲の人が発達障害という障害を理解する、そういうことを行政としてやっていかなきゃいけないんじゃないかなんていうふうに思っています。

この間、教育委員会なんかにも出向いて、いろいろその対策についてお話を伺ってきたわけなんですけれども、平成17年、障害者支援法が制定されて、実際に発達障害に対して本格的な対応をし始めたのが平成19年ぐらいからですか。ですから、この3年間で発達障害に対する対策をされてきたわけなんですけれども、この間、富士市としては、各学校に特別支援コーディネーターを置いて、年4回研修をされたりとか、巡回相談員、こういう人を雇って、療育相談室なんかとも連携しながら、一昨年は年間に600回、ことしは1000回ですか、相談回数をどんどんふやしていつている。そんなお話を聞いています。

確かに、本当に3年間でよく学校現場でここまで先生方のところに周知できたなというふうには評価をするわけでありますが、先ほど言った佐々木先生の話じゃないですけども、この発達障害に関する対策というのは、ほっとしている暇がないんじゃないかなと思います。少しでも早くから対策を打っていかないと、これから先、100万人、200万人、引きこもる人たちがどんどんふえていっちゃうんじゃないかなんていうふうに思っています。緊急な対策が必要だと思っています。

ちょっと教育長にお伺いしたいんですけれども、教育委員会の業務は、どの業務をとってもほっとしている暇はないんじゃないかなんていうふうに思うんですけれども、この発達障害に関しては、教育委員会の中に特別支援教育に特化した責任者を1人置くなり、特別支援教育を専門に進める部署なり、サークルなんかでも最初は結構だと思うんですけれども、そういうものを設置して、福祉部、療育センターですね、療育相談室と連携を持ちながら、乳幼児から小学校、中学校、高校に至るまで一貫した特別支援教育に当たるべきじゃないかというふうに思っているんですが、その辺、何かお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 特別支援教育については、私たちも平成17年の法改正から重要なことだと思って取り組んでおります。今、教育委員会の中で特別支援にかかわっている者は、指導主事が2人、それから嘱託指導主事が3人、巡回相談員もふやして4人、就学指導専門相談員が1人と、こういうふうな形で10名の者がこの任に当たっております。教育全体にかかわる学校教育課の構成からすると、これは相当充実した、相当の人材をここに割いている。この件についてはご理解をいただければありがたいと思います。

それで、いろいろな研修等もしていますが、私たちは、対応は一生懸命頑張っているんですけれども、課の中にどうしても専門的な人材の設置がなかなかできない。例えば理学療法士とか作業療法士、それから心理判定士など、そういうものがいればというような気持ちもありますけれども、だんだんそういうような有資格者はそろってきていますけれども、今、私たちは教育委員会の中でも、特に特別支援を含める指導の大切さを考えて、学校教育課の中に指導室をつくらせていただきました。その指導室の中に特別支援に当たる者が今言ったようなグループで構成されていて、任に当たっているというような状況であります。人的にはだんだん必要度に応じて充実していますけれども、専門的な治療とか、何か改善に向かうための手だてを、やはり私たち、どういう形で備えるか、または連携をとっていくかということがこれからの課題になると、そういうような理解をしております。

○議長（小長井義正 議員） 7 番笠井議員。

◆7 番（笠井浩 議員） ありがとうございます。実際に特別支援教育に対して相当力を入れられているなというのはすごくよくわかります。ご答弁の中に、理学療法士ですとか専門技術を持った方の設置がなかなかできないというようなお話だったんですが、実際、療育センターの中にはそういう方がいるわけですよ。今、指導室をつくられたというお話を伺いました。この指導室にはメンバーが何人かいるわけですよ。この指導室と療育相談室がしっかり連携をとっていけば、お互いの人事交流とか、そういうことを少しずつ重ねていけば、何か先が見えていくんじゃないかなんていうような気がしています。きょうの質問の趣旨はこのことではないものですからこのぐらいにしておきますけれども、実際、専門性を持った部署が富士市の中にあるわけですから、そことの連携を強化されていけたらというふうに思っています。

次に行きます。食育のところなんですけれども、今度の質問の中で一番頭の中にあるのは、富士市の農業をどうやって守っていこうか、もっともっと農業を盛り上げていくべきじゃないかなということが一番言いたいところなんです。富士山おむすび計画を読みましたら、富士市の農業自給率が5%から6%だというようなことが書いてあります。以前、何かの講演で聞いたときには、今、一般的に最低賃金、最低時給なんてことを言いますけれども、七百何十円で、民主党あたりは1000円まで持っていくなんていうことを言っている時代に、専業農家で頑張っていらっしゃる方の時給を換算してみると200円台である、そんな話を聞いたことがあります。農家の方が一生懸命つくったものがいかに高く売れるか、農家の方が生計を立てていかれるだけの金額で売れるかという観点に立って農業政策をやってほしいと思っているんですが、例えば農政課なんですけれども、そういうことについて、要するに農家の方の収入をどうやったら上げられるかということについて何か考えていることがございますでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（土屋俊夫 君） まず、この辺につきましては、消費の拡大とそれぞれの産物の単価を上げるという2つのことが今考えられるのかなというふうに考えたわけでございますけれども、まず消費の拡大につきましては、食育という観点からも拡大が図られるのかなということがあるわけですが、単価のアップは、先ほど議員の中からは市場で高くというような部分があったわけですが、市場で高く扱っていただくためには、やはりいろんな付加価値をつけないければならない。そういう中では、農政課で取り組んでいる事業といたしましてはエコファーマーという形で、肥料については有機肥料を、また農薬等につきましては、極力農薬を使わないような形で物を生産する。こういう取り組みがされていますので、これらの皆さんの活動といいますか、生産の実態を広くお伝えすると、こういうように安全・安心な食べ物ならばちょっと高く買ってほしいじゃないかということもあるのかなという観点を持っておりますので、この辺につきましては、積極的に市民の皆様へアピールしていきたいと考えております。

○議長（小長井義正 議員） 7 番笠井議員。

◆7 番（笠井浩 議員） わかりました。確かに農薬を使わないとか、有機農法をやったらどうだとかという指導も一つはわかるんですけれども、中には、全国的に見るとアイデア商品だったりとか、売り先を一生懸命探して、例えば富士市にナシとかミカンとかあるわけですよ。そういうものにプレミアムをつけて少しでも高く売ろうなんていう努力、確かにこれは農業生産者とか民間とか、例えば農業協同組合とか、そういうところがやるべき

仕事じゃないかという考え方も一つはあると思うんですけれども、ただ、行政として何が
できるかということ考えたときに、農政課の職員にもそうした観点、何か1つのもの、
これはどこか高く売れないかなみたいな、そういう感覚を持つことが必要じゃないかなと
いうふうに思うんですけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（土屋俊夫 君） どうしても私の所管している分野ですと、市はどちら
かという支援していくというような、そういうスタンスになろうかと思えます。ただ、
そういう支援の中でも、やはりどういうふうにすれば一例えば付加価値がある商品ができ
るかですとか、そういうような営農的な観点、そういうものについても、例えば最近です
とお茶の価格が非常に低迷している。そうすると、いつまでお茶を生産するか、値は上が
るのかとか、いろいろこういうご意見もいただきます。ですので、市長もまた今度、雫石
のほうでお茶の販路拡大という形の中でのPR活動もしていただきますけれども、例えば、
そういうような形で市のほうの支援策を充実した中、消費の拡大あるいは新しい作物とい
いますか、そういうものの研究を一緒にした中で、新たな営農、そういう形についての研
究もしていきたい。ただ、いずれにしても、そういうものはどちらかといいますと、生産
者の皆さんが最終的には自分でという形になりますので、やはりそういう支援策とか、あ
るいはPRとか、そういう部分での支援策を充実していきたい。基本的にはそういう形に
考えております。

○議長（小長井義正 議員） 7番笠井議員。

◆7番（笠井浩 議員） 支援するのも大事だと思うんですけれども、支援するにしても
感覚的にそういうものを持っていないと、いい支援というのはできていけないと思うん
です。常にアンテナを高くしていて、おもしろい施策をやっているところがあれば視察に行
って見てくるとか、そういう観点とか目のつけどころなんかをしっかりと勉強して、そして、
確かに営農者とか農業団体なんかがありますから、そういうところとしっかり連携した会
議を持つ中で、例えばアドバイスをしていくとか、こういう例もあるよ、もし時間がある
んだったら一緒に見に行こうとか、そういうことも必要じゃないかなというふうに思っ
ています。

あと、また市場の話もあるわけなんですけれども、市場もそうなんです。今、来たもの
を競りにかけて、じゃ、きょうは幾らで売れたよ。これが市場の今までのシステムじゃな
いかと思うんですけれども、その市場にかかわる職員、今、岳南地場野菜県内供給対策協
議会とか学校給食地場産品導入協議会とかやっていらっしゃるというお話があったんです
けれども、こういうところも、例えば学校給食に地場の野菜を入れようということで、足
りないものとかが出てくるんじゃないかなと思うんです。だから、例えば計画を立てて、
じゃ、来年はおたくでニンジン100本つくってねとか、そういうコントロールみたいなも
のもできてくるんじゃないかと思うんですけれども、それも例えば地場の農業をいかに育
てていこうかという感覚がないとできないじゃないかと思うんですけれども、市場もあわ
せてどんなふうにその辺は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（土屋俊夫 君） 地産地消はぜひもっと拡大していきたい分野でござい
ます。そういう中、教育関係につきましては、地産地消を進める中で、作付にまで踏み込
んだ中で計画的な生産をお願いしているというような実態がございまして。また、市場へ出
していただくものにつきましては、先ほど岳南野菜と。こういう緑色のシールを、よくホ

ウレンソウですとかネギですとか、スーパーで見かけるかと思いますが、そういうようなものを使いながら、地場のものを使ってください、あるいはこれは富士市でとれたものなんだねというような、そういう感覚で皆さんに見ていただいて、買っていただくというような形の活動をしております。ですので、そういうことの積み重ねによって、農業者も富士の市場へ出そうというような、あるいはまた、富士の市場のほうでもこれはよく売れるものだからという形で扱っていただけるような、そんな形の考え方をしております。

○議長（小長井義正 議員） 7番笠井議員。

◆7番（笠井浩 議員） 市場については、恐らく最終日に遠藤議員のほうでいろいろもっと細かくやってもらえるんじゃないかと思うのでこのぐらいにしておきますけれども、1つは連携ですよね。今、食育、例えば農政課で農業を何とかしていこうと思ったら食欲に、例えば保健医療課でやっている富士山おむすび計画を利用して、少しでも地場のものを高く買ってもらえないかみたいな、そういう感覚になって動いてほしいなということなんです、結構です。そんなところでここは終わりにしておきます。

次に、岩本山のことなんです、もう随分前から、このビジターセンターとか販売ブースのことについては地域から要望が出ていまして、時々私も思い出しては、あれどうなったなんていうことで、観光課とかみどりの課とかに聞きに行くんですけども、なかなか進んでいるような話を聞かないものですから、ここに1つ上げさせていただきました。岩本山公園ですから、当然みどりの課もかかわるし、あそこを観光の目玉にしていこうということですから観光課もかかわるでしょうし、そうなるくと観光交流ビューローも施設利用振興公社もかかわる話だと思うんですけども、どこへ聞いても話がわからない。一遍そのことについてまとまって、連携をとって話をしたらというようなことを言っていたんですが、なかなかいかないんです。今回、関係課なんかを集めて検討組織を立ち上げていただけたというようなお答えでした。これについては、どのような課あるいは団体がかかわるのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（土屋俊夫 君） まず、今回の検討につきましては、岩本山公園の利用実態がどうなのかということ、もう既にある程度の調査をしております。年間の来園者がおおむね24万人というふうな形でつかんでおります。ただ、この24万人というのが2月から5月の間、これは大体月3万人から5万人、ここに集中しているということで、その他の月、6月から11月の8カ月につきましては1万人を割り込んで8000人、9000人というようなオーダーとなっております。特に、梅と桜の時期に集中しているというような実態がございます。

また、あそこには岩本山公園レストラン、ラ・テラスがございまして、その年間利用者というのが昨年実績でございまして1カ月当たり718人ということで、1日約24人というような状況も明らかになってまいりました。そうしますと、私ども観光面、あるいはいろいろなものを売りたいという観点から、岩本山・雁堤プロジェクトという形で引き続き新しい計画の中では進めていくわけでございますけれども、その辺の皆さんのおもてなしをどうするかという考え方と、もう1つ、公園管理者、余りセクションという言い方をしませんが、公園部門で担当している公園管理というような分野もございまして。ですので、それらをもう1度ここで仕切り直しして、先ほど市長から答弁ございましたような検討組織ということでございまして。ですので、私の担当している観光ですとか、あるいは商業的な分野もありますので商業労政、あるいは都市整備のほうでのみどりの課、それに加えまし

て、今、指定管理という形の中で施設利用振興公社も対応しております。また、各プロジェクトにつきましては観光ビューローが深くかかわってまいりますので、ここらの中で、今後検討組織を立ち上げた中、この辺について検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（小長井義正 議員） 7番笠井議員。

◆7番（笠井浩 議員） わかりました。岩本山の公園に訪れる人たちの年間の実態なんかもわかりました。検討がかなり必要になる部分かなというふうに思います。年間を通じて常に何万人というお客さんが来ていればいいんですけども、来ない閑散とする時期もあるということなので、ぜひこの検討組織の中での検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、4番の道路のことなんですが、道路工事調整会議が年4回開かれて、この中には国交省や富士土木事務所、東電、NTT、ガス、上下水道部、建設部、民間団体まで入って、年に4回、どこの道路を掘るとかと協議をされて、恐らく何年もやってこられているんじゃないかと思うんですけども、昔はよく同じ道路を何回も掘り返すなんていう苦情をよく耳にしたんですが、最近は余り聞かなくなったものですから、そうした道路の工事をするところが集まって協議をして進めていけば、ある程度苦情も減らしていけるのかな。要するに、これは住民の要望なわけですから、何回も掘り返すなという住民の要望はここで何とか実現をできているのかななんていうふうに思ひます。

こういうことなものですから、各課各部の連携というのは非常に大事なことじゃないかなと思ひます。先ほど、協働を進めるためには世話をやく人が必要じゃないかという答弁に対して、調整主幹制度を利用してというようなことだったんですが、例えば各課協働、各部協働を進めるために、世話をやく担当の課というところに対してはお答えがなかったように思うんですけども、何となく行政経営課が担当するのかなというような気がするんですけども、そういう認識はございますでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 行政経営のほうは組織的な話を担当しているものですから、先ほど申しましたように、各部の中に主たる部を調整する課のところ調整主幹がおりますので、部がまたがった場合には、それぞれの部による調整主幹がまず話し合いをする。その中で協議していただいて、それぞれの課が担当するか、内容について精査しながらどういうふうにしようかとか、どっちが主導しようかという話をさせていただくこととなります。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 7番笠井議員。

◆7番（笠井浩 議員） わかりました。そうすると、例えば担当するいろんな提案とか要望なんかがありますよね。要望ごとに、じゃ、これは検討しますよと答えると、検討しますよと言われたら、我々議員もそうだし、市民もそうだと思うんですけども、何か考えてくれているんだなというふうに期待しますよね。じゃ、しばらくたったからどのぐらい検討してもらったのかななんて心配になって聞いたりするわけなんですけれども、例えば、1つ1つの要望に対して、どことどの課が協議をして進めているよとか進捗状況とか、そんなものが一目でわかるようなシステムがあると非常にわかりやすいんじゃないかと思うんですけども、そんなことに対して何か考えたことはございますでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 市民の方からもいろいろな要望等があります。それはそれぞれ回答する場合、文書回答もありますし、その場で質問等を受けた場合に口頭回答、その場合もあります。あと、このように本会議場でいろいろご意見等をいただいて、今後、市として課題になっている事項については検討事項というふうに取りまとめてあります。一応1年に1回、進捗状況はチェックしております。ただ、その事業の内容によっては、少し年数を要するもの、どこかクリアするものが多少あるとすると時間がかかるなということもありますし、関係団体とかも調整する必要があるよとなると少し時間を要する。そんなこともあるものですから、一応検討項目についてはそれぞれ実行させていただいております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 7番笠井議員。

◆7番（笠井浩 議員） 総務部長がお答えになっているわけですがけれども、そのチェックの項目というのは、例えば一覧表みたいになっているわけですか。ということは、そういうのを聞きたくなかったときには、総務部長のところへ伺えばいいんですか。どこか担当課があってしかるべきじゃないかなんていうような気がするんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 済みません、ちょっと口が足りなかったものですから。それを所管しているのは、取りまとめは企画課のほうでさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小長井義正 議員） 7番笠井議員。

◆7番（笠井浩 議員） わかりました。要望が、検討しませんでしたまま、そのままどこかにしまい込まれてしまったりとか、何も検討されないままいっちゃうというのが一番心配なものですから、ぜひその辺のところは今後よろしくお願ひしたいなと思います。

あと、調整主幹制度について、こんな紙をいただきましたけれども、本当に、そういう意味では非常に大事なポストじゃないかと思います。各部に1人の調整主幹がいらっしゃるんじゃないかと思いますけれども、ぜひその機能を十分発揮できるような体制をこれからも組んでいっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（小長井義正 議員） ここで午後3時まで休憩いたします。

午後2時47分 休 憩

午後3時 再 開

○議長（小長井義正 議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。39番小倉通利議員。

〔39番 小倉通利議員 登壇〕

◆39番（小倉通利 議員） 私が質問する課題ですけれども、富士市内にあります美翔工業というところ、これが最近、土採取や埋立工事について、暴力的な威嚇行為をもって届け出を怠ったり、あるいは指導を無視して極めて無法な工事の施工をされております。この美翔工業が行っている工事によって、近隣の地権者や多くの市民に多大な迷惑をかけている。こういう事例が起きております。こうした事例に対し、一体市当局はどのような指導と規制、あるいは行政の対応を行ってきたか。こういうことについての質問をさせていただきます。

市内の市街化調整区域の農地等において、農地改良あるいは田畑造成工事という名目をもって埋立工事が行われております。この工事を行っているのは美翔工業。極めて言葉巧みに無償という形で工事を請け負い、深く掘り下げをしたり、あるいは建設残土などの埋め立て、契約以上の高さに積み上げるなどのさまざまなケースが発生いたしております。こうした工事によって、隣接している地権者の農地に土砂や雨水が流れ込み、被害を及ぼしております。あるいは、大型ダンプカーの通行によって道路の損傷が著しくなっている。近隣の地権者や住民からの苦情に対して、暴力的な威嚇、暴言をもっておどかして、工事について何ら修正もないままに強行がされております。行政の指導に対しても同様の態度をとっており、早期の解決策が求められております。

静岡県の土採取等規制条例では、面積が1000平方メートル未満、土の採取量が2000立方メートル未満、埋め立てによる土の断面高さが2メートル未満については届け出を必要としておりません。この条例による適用除外を盾に、連続して隣地の工事を施工したり、工事の区域の拡大を図っております。また、事業計画を提出してあっても、届け出の計画をはるかに超えた工事、こういうことを行って無法の限りを尽くす、こういう行為が続けられているわけであります。このような無法な事業が強行されることによって、隣接の地権者や市民に多大な迷惑と被害を及ぼすに至っております。行政は一体、このような問題に対してどのような対策と対応を図ってきたのか、3つの事例をもってご説明いただきたいと思っております。

これは市長に、ご承知のように一多分ご存じだと思いますが、写真です。3つの事例でご説明いただきたいと思っておりますが、その1つは、沼津線と富士富士宮由比線の富士岡地先の交差点、南側一帯の田んぼにおける埋立工事であります。これは高さ80センチという届け出を出しておりますが、とても80センチどころか、大体2メートルに及んでおります。こういう工事をやったまま、そのままの状態になっています。あるいは、2つ目の例としては、富士見台5丁目の集会所の東側になりますが、ここでは、この写真でごらんのように、高さ七、八メートル、10メートル近くになっています。こういう工事が行われたままになっていて、この土砂が流れ込んでいます。道路も大変な損傷を及ぼしております。あるいは、富士見台5丁目の南側にタカラパチンコがありますが、この北側における工事。これは全くの無届けであります。こういう工事で赤道に道路を新たにつくってしまっております。官民境界も全くやられていません。それに対して、富士市は原状回復命令も全くやっていないわけです。こういうふうに、美翔工業が行っている工事に対して、一体市当局はどのような規制と指導、監督等を行ってきたか、まずその点についての答弁を求める次第であります。

同時に、近隣の富士宮市及び沼津市は埋め立て等の規制をする条例を制定しております。沼津はこの7月1日からの施行になっておりますが、富士市の対応のおくれがこのような無法な工事を容認してきた、こう思われても仕方がない事態が起きています。一体なぜこのようなおくれになったのか。その理由と当局の具体的な判断について、対策について明確な答弁を求めて最初の質問といたします。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 小倉議員のご質問にお答えいたします。

土採取や埋立工事を暴力的な威嚇行為をもって届け出を怠ったり、指導を無視して施工している事業者に対する指導と規制、行政の対応についてであります。土の採取等につ

いての規制は、静岡県土採取等規制条例が県より事務移譲されておりますので、その条例に基づき行っております。県条例は届け出制として必要な規制をしておりますが、近年、十分に対応できない事案も出てきております。

工事に対する規制、指導、監督等をどのように行ってきたかのうち、1点目の富士岡地先の埋立工事についてであります。事業者より事前相談があり、その内容は、農地の地形修正の目的で田に盛り土を行い、跡地は田畑に復元したいとのことでしたが、県条例の規制の対象となる高さ2メートルまで盛らない計画でありました。本来なら県条例の届け出の対象とはなっておりませんが、小規模の盛り土についても、事業箇所及び内容を把握するために届け出を受理いたしました。受理するに当たっては、事業者と現地で立ち会いを行い、施工方法等について確認しております。その後、盛り土工事により隣接農地所有者とトラブルが生じ、平成22年2月10日に、用水の確保等の要望について、農地法第25条に基づく和解の仲介の申し立てがなされました。これまでに3回の和解の仲介が行われ、用排水対策、集水した水の処理、盛り土の保安対策等について、地権者及び隣接所有者との間で合意が得られ、地権者の責任において、この秋に改善に向けた工事を実施する予定となっております。

2点目の富士見台5丁目集会所の東側の埋立工事についてであります。南側の農地について地形修正の目的で届け出が提出され、盛り土が行われ、跡地は畑に復元して完了しております。ところが、同じ事業者が北側の土地についても盛り土を行っているとの情報があり、現地を確認したところ、無届けで盛り土の工事を行っており、盛り土の規模が県条例の規制の対象となっておりますので、事業者に対して届け出を出すように指導をしております。道路部についても盛り土をしておりますので、通行できるように改善指示を行っております。

3点目のタカラパチンコの北側の埋立工事についてであります。盛り土を行い始めたとの情報で現地を確認しましたが、県条例の規制の対象とならない規模でしたので、土地所有者に対しては、農業委員会を通じて不適正な盛り土が行われないように周知しております。その後、盛り土が進んだ段階で県条例に適用されるかどうか事業者と立ち会いを行いました。部分的に盛り土の高さが条例の対象になっていることが判明しましたので、届け出を出すように指導を行っております。また、道路についても形状を変更しておりますので、土木工事施工承認申請を提出するように指導を行っております。

次に、近隣の市である富士宮市及び沼津市は、土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例を制定しているが、富士市の対応がおくれている。その理由と対策についてであります。近隣市町では、かつて廃棄物が多く含まれた土砂の無断投棄の問題が顕著化され始めたことから、まず最初に御殿場市、裾野市、小山町が平成9年4月に県条例より規制を強化した市独自の条例を施行しております。その後、富士宮市においても朝霧地域の無断投棄が問題となり、その対応として平成9年10月に条例を施行しております。

当時、本市と沼津市では土砂等の無断投棄については顕著な事例が発生せず、市独自の条例を制定するには至りませんでした。しかしながら、沼津市でも近年、浮島地区で無秩序な農地等の盛り土の問題が多くなったため、平成20年度に条例化を進め、本年7月から条例の施行を予定しております。その後、本市でも、特に平成21年度から無秩序な農地等の盛り土の問題や富士山麓での届け出数が増える中で、県条例では対応できない事案も出てきており、今以上に規制を強化する必要性が高くなったため、平成21年7月の富士・愛鷹山麓地域環境管理特別委員会で、近隣市町と同様な規制強化を行う条例制定について

意思表示をしたところであります。現在、来年4月の施行に向けて準備を進めております。

この新しい条例案の主な内容としましては、届け出制から許可制にしたこと、規制の適用範囲について面積を1000平方メートルから500平方メートルに、土砂の量を2000立方メートルから500立方メートルに厳しくしたこと、罰則を強化したこと、市、事業主及び請負者、土砂等を発生させる者、土地所有者等それぞれの責務を明らかにしたことなどがあります。新しい条例案については今後のスケジュールが決まっており、7月にパブリック・コメントを実施し、その後、検察庁との協議などの後、11月議会に条例案を上程することを予定しております。新条例が施行されるまでの間は県条例にて規制することになりますが、事業者の指導、パトロールの実施、土地所有者への周知などを徹底し、市内での土地の埋め立て等が適正に行われるように努めてまいります。

以上であります。

○議長（小長井義正 議員） 39番小倉議員。

◆39番（小倉通利 議員） お答えをいただきましたように、1つは県条例の届け出より除外を規定されている部分があったかのような表現がされておりますが、問題はまず第1の富士岡における田んぼです。ごらんのように、あのような埋め立てを行う上では、それなりの工事期間があったはずで、その工事期間における途中の段階で、明らかに届け出以上の土量であったり高さであったり、そういう現状の確認行為はいつの時点でやったんですか。

○議長（小長井義正 議員） 建設部長。

◎建設部長（中村克己 君） 今回の議員のご質問のいつの時点で現地を確認したかということですが、事業者より届出書の提出があったのは平成21年の9月29日であり、事前に相談があったのは21年の9月でありますけれども、9月29日に事業者との現地立ち会い、その後、9月29日に事業者から届け出の提出がありました。それから、22年の1月20日に住民からの苦情等があり、この時点で高さ2メートル以上の盛り土の状況を確認いたしました。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 39番小倉議員。

◆39番（小倉通利 議員） 届け出をされたのは昨年の9月で、実際の工事は11月ごろからやられていたようですが、しかも、この工事は一体どういうものが埋め立てられたかも不明であります。というのは、関係の地域の皆さんの話によりますと、深夜の1時、2時という時間帯に深い穴を掘って、そこにどういうものが埋め立てられたか、朝になると、もうそれは埋め戻されている、こういう状況ですよね。これは富士岡に限らず、先ほど例示しました3カ所とも同じようなことが起きています。埋め戻された状態では確認ができないわけです。しかも、問題は、ごらんのように高さ、あるいは面積なり土量が明らかに届け出されている以上のものが行われているにもかかわらず、その時点でどういう指導がされたかなんです。今お答えいただいたのは、本年の1月に関係者の苦情で確認がされたと言っていますが、ならば、その時点であなた方は事業者に対してどういう指導をされたんですか。

○議長（小長井義正 議員） 建設部長。

◎建設部長（中村克己 君） 当初、事前相談に来たときには、確かに計画で80センチと言っていますので、80センチの盛り土をするということでありました。この時点では規制の対象になりませんから、届け出の必要はなかったわけです。しかしながら、小規模であ

っても場所等の確認をするために、こういう場所でやると一応届出書を受理した経緯があります。それから、先ほど言った1月20日に高さ2メートル以上の盛り土を確認しましたので、条例の規制対象、排水対策等もあって、業者にこの辺のところの意見聴取をしています。要するに、当初、2メートルまで盛るという計画はありませんでしたから、いわゆる規制の対象にないわけですから、2メートル以下にすると規制の対象にならないということで、その辺の改善等は指導いたしました。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 39番小倉議員。

◆39番（小倉通利 議員） これは富士岡に限らずお答えいただいて結構だと思いますが、今回の一連のトラブルにかかわって、職員自身が当事者である美翔工業に対し、直接どういう行為といいますか、あなた方が指導する、そのときに、相手方は職員に対して、例えばどういう暴言を吐いたり、威嚇行為を行ったということがあったはずですか。あなた方は、そういうことに対して、いつ、どういう時点で、どういうことが起きたという記録はきちっと把握されて、それにどう対応するかということはこの3つの事業の中でありましたか。

例えば、富士見台の5丁目東における工事は、先ほど写真で示したように、もともとは今回の非常に高く積んだ南側の工事からスタートしています。その隣接地を全く届け出もないままに物すごい高さに積み上げたわけです。後になって苦情が出てきてから届け出を出せという指導をしているんですよ。しかも、ここの農地については、土地改良事業でつくられた農道は、それこそ損傷しておりまして、そうした問題に対する苦情と同時に、関係者から工事者に対して意見を言えば、ある方は、それこそおどかされて、車の中に引き込まれて、この、小僧殺すぞというようなことまでやられているわけです。あなた方職員だって同じような経験に遭っていると思うんです。

さらに、タカラパチンコの北側のところは、ごらんのように今になって届け出をと言っていますが、私自身も現場を見て、写真を撮ったものをあなた方の担当のところまでお届けをさせていただきました。それでいながら、その時点で何ら事業者に対する指導をやっていないんですよ。それは現場で立ち会う者にとってみれば、相手の行動からすると、実際に恐ろしいという気持ちになります。私もご本人と1回対峙しましたから。やはり何をされるかなという心配と同時に恐れを思うわけです。そのことで、いわゆる公平公正な指導というか、行政指導がされないということになるとどうなるか。現にそのことによって多くの市民が、関係者が、直接的な暴力には至っていないかも知れないけれども、被害をこうむっているわけです。

タカラパチンコの北側における工事は、赤道に勝手に盛り土をしてしまって、整形を変えてしまっていますよね。官民境界なんか明らかにされていないわけです。そうしますと、あなた方はこれからどうしますか。工事をやった人に対しては何ら指導もされていなくて、隣地の方が赤道との官民境界を求められたら、あなた方はどういう対応をしますか。まずは、現に赤道が無法な行為によって地形変更がされているならば、その時点で修正をするなり原状回復を求める指導をきちっとすべきじゃないですか。そういうことをなぜできないんですか。これは届け出以前の問題です。そういうことをきちっとしないで、どうして市民の安全・安心が守られますか。そこはなぜしてこなかったか、お答えください。

○議長（小長井義正 議員） 建設部長。

◎建設部長（中村克己 君） 指導をしてこなかったということじゃなくて、実際に現地に行くと、何人か体制、あるいは関係部署と現地に行くと、口頭でありながら指導はして

おります。

ここで何が一番問題になるかという点、届け出にしろ、指導は後追いになってしまう点です。この業者の手口が、最初に対象とならないような面積で盛り土を進めています。その後、だんだん周りの地主と誓約書を交わしながらその事業範囲を広げていくという形をとっています。その時点でどこかから通報等により私どもが確認していくわけです。確認して、それから指導に入っていくわけですので、全く指導をしていないじゃなくて、指導をしていくんですけれども、要するに聞き入れない部分、聞いてくれない部分があるわけです。その辺が難しいところと言えれば難しいところなんですけれども、今の県条例そのものが、いわゆる農地改良を想定した条例の施行にはなっていない点、私たちの指導が行き届いていかないところの1つの原因でもあるわけです。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 39 番小倉議員。

◆39 番（小倉通利 議員） 単に埋め立てばかりじゃなくて、先ほどから1つの例で言っておりますタカラパチンコの北側の場合は、赤道の形状が全く変更されてしまっているわけです。私が現地を確認したとき、赤道のど真ん中の中心地を非常に深く掘って、全く別の土を埋め込んでいました。その現場の確認もして、あなた方にその写真も提供したはずなんです。でも、それ以降、さらに奥まで赤道を形状変更しちゃっていますよね。さっき写真でござんになったように非常に高いものです。赤道というのは平均して2メートルぐらいのもんですけれども、それよりもっと広い、のり面を含めればもっと広い道路をつくってしまっているわけです。だから、もう民地を確実に侵した形で道路をやられている。しかも、あなた方がそれを頼んだわけじゃなくて、その業者が勝手にやっているわけです。

これは例えば差しどめ請求とか、極めて条例が云々、届け出が云々という以前に、そういう無法な行為がやられていることに対して、やはり見送ってしまっているとか、どう言うんですか、現にきちっとした対処をしていないというところが問題だと思うんです。あなた方がそういう状況を積み重ねていくと、民間の方々、隣地の方々はどうしますか。この隣地の方々はどう何か言うと、そういうふうにおどかされるんです。貴様、孫いるら、孫ぶっ殺すぞとやられるわけです。そういうことをはっきり言うわけです。もうこれははっきりした脅迫行為ですよ。

あなた方職員はどういう暴言を吐かれたか、そういう立場に立ったかは知りませんが、だから、結局怖いから物を言わなくなっちゃっているんです。それをいいことに、さらにどんどん連続したこういう工事をやっているわけですよ。最初の工事は狭いところで、ある意味では届け出が必要ないような工事をやっっているうちに、それを連続してあっちこちやるわけです。それもはっきり条例に違反して届け出をしていないわけです。やっちゃったならば、後になって原状回復しようといったって、現実にそう簡単にいかなくなっちゃっているでしょう。

これは、富士岡の方々非常に苦労されて、南側へ当たる田んぼを耕作している人たちが水も引き込むことができないし、勝手に民地の中に排水管を埋設してしまって、今では改良されたとか、地形変更したある1人の農業者、地権者は田植えしてありますよね。その田植えした水はどこに流れていますか。結局、下流に流れるんだけれども、違法な谷のうちの屋敷の中へつくったパイプを通して流れているんですよ。これも今言われたような農地法に基づく仲介をしていますが、この事業者は出てこないんですよ。そういう調停の場に出てこないで、むしろその関係する地権者、事業をある意味では依頼した

地主さんに対して、おかしいことを言えば、それがおどかしているわけです。言ってみれば、隣地との間に土砂が入り込まないように、排水が流れ込まないように溝をつくって、それはきちっとしますよと。ある意味では何人か事業を頼んだ地権者はそういうことに協力しようという姿勢を示していますけれども、そういう行為そのものにまたおどかしをしているわけです。こういうことをこのまま放置をしていたらどうなりますか。それこそ判を押さなきゃいいんだよと言っても、初めはよく言われているように無償でやってくれると言うんですね。そうすると、そのことで乗っかっちゃってというか、了解をしちゃって、後になってみると、言われたような工事の契約内容どころかとんでもない事業をどんどん続けちゃっているわけです。それに意見を言えば、今度はおどかされるわけです。だから、やはり何らかの形で、あなた方が今準備をされている条例化というものは法的にきちっと整えるということも大事だけれども、今の時点でどういう対処をするかです。これは条例ができればできないんじゃないはずですよ。その部分は、あなた方は今どんなふう考えているんですか。

○議長（小長井義正 議員） 建設部長。

◎建設部長（中村克己 君） 新しい条例をこれから制度化していくわけですが、今の県条例の問題点というのは届け出制なんです。これは新しい条例では許可制にする。許可をとって初めて事業ができる、こういう形をとっていくわけですよ。今の対応をどうするかということですが、私どもも、威嚇、暴言、これらにも対応するために準備等も進めているわけです。それは、例えばテープレコーダーにその会話をとっていくとか、行政対象暴力の対応マニュアルに基づいてそういう準備を進めているところでありますが、どういふわけか、昨今、この業者がおとなしくなってしまったんです。それは、この悪行がかなりみんなに知れてしまったということも1つ考えられますけれども、富士市が新しい条例をつくって締め出していくよという、この辺のところもかなり神経過敏になっているようです。こういう中で、最近、そういう準備を進めていっても、なかなか業者もさることながら、非常に対応がおとなしくなってしまったというような状況にあります。いずれにしても、来年4月1日の施行でありますので、新しい条例ができるまでの間は、今までもそうですけれども、毅然とした対応をとっていくつもりであります。先ほど市長の答弁にもありましたように、パトロールの実施とか、あるいは行政対象暴力対応マニュアルに基づいた毅然たる対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 39番小倉議員。

◆39番（小倉通利 議員） 今回の県の条例だと極めて甘くて、しかし、この県条例の施行については市が移譲を受けているんですね。いつから受けた形になっているのか知りませんが、県は権限を移譲することも結構だけれども、ごらんのようの中身が伴っていないもので対応しろといっても、今回のようにもともと無理だ。あなた方はこの県条例について極めてあいまいというか、今回のケースのように明らかに届け出—もともとが届け出なんですよ。しかも、一定の面積以下は届け出も必要ないという形で物事が進んでいるわけです。だから、これを変えなければいけないというのは、市が対応すると同時に、県に対してはどのような対応をしてきたんですか。移譲していると言うけれども、移譲を受けて、あなた方が具体的な対応をするためには人を配置したりしてお金が必要ですよ。県から移譲されて、幾らお金をいただいているんですか。

○議長（小長井義正 議員） 建設部長。

◎建設部長（中村克己 君） 今ここに細かい資料がないからはっきりしたことは言えませんが、土採取等に対する移譲金は、後ほど調べて、それについてはご報告申し上げます。県との話ですけれども、この県条例の権限移譲により、市がこの土採取等規制の事業を行っているわけですけれども、こういう問題があることは県のほうにも報告しております。--先に権限移譲の委託金ですけれども、22万7000円です。

それで、話は戻りますけれども、そういう中で実は、この業者が富士市に進出してきたのが平成21年からです。その前は、19年から沼津市の例の浮島地区を重点的に荒らしてきたと言っただけなんですけど、やってきたわけです。それで、沼津市もこの対応に途方に暮れて、今回の新条例の制定に至ったわけですけれども、これとて、やっぱり2年ぐらいかかっているわけです。富士市においても21年からこの業者が進出してきて、この業者の対応だけでなく、富士市は、土採取で大淵地区が盛り土で山だらけになってしまう。こういうことをかんがみ、新しい条例をつくるという方針を打ち出したわけです。たまたま21年ごろで意思表示したのが同じ時期だったということでもあります。

沼津市もそうですが、どういうふうに対応してきたかということ、やはり口頭で指導してきたということでもあります。県にも相談しましたが、この条例単独で、いわゆる中止命令とか、そういう措置をとるのは非常に難しいと。ほかの上位法と一緒に抱き合わせでやっていかないと難しいよというような話も県のほうから指導されているということでもあります。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 39番小倉議員。

◆39番（小倉通利 議員） 富士市は、行政対象暴力対応マニュアルというものがあります。このマニュアルを見てみますと、まず対応の12カ条と書いてあります。いわゆる行政の公平性、中立性を十分に理解し、暴力的な威嚇に屈した行政は一切行わないと、まず1番目に言っています。これで12項目書いてあります。全部読みませんが、例えば担当部署において事務処理についての見解を統一しておくこと。さらには、必ず組織で対応し、担当者1人で判断したり、対応しないこと。担当者を孤立させることのないよう関係者全員で協力して解決すること。あるいは、報復を恐れず、犯罪行為に対しては警察に速やかに通報し、適正な処分を求めること。これらが12項目書いてあります。その上に立って、対応に当たっての心得として、まずは基本の1番として、毅然とした対応と書いてあります。いわゆる違法または不当な行為の要求に対しては、きっぱりと対応すること。あるいは2番目に体制の確立として、所属内における記録、制止、通報等の各担当者を決めておく。そして、不当要求行為等があった場合には、担当者の孤立化を防止するために、不当要求行為等対策責任者が中心になってバックアップできる体制をとりなさい。さまざまなことが書いてあります。あなた方は、今回のこの一連の問題に対して、具体的にここに書いてあるような不当要求行為等対策責任者、だれという名前はともかくとして、置いているんですか。

○議長（小長井義正 議員） 建設部長。

◎建設部長（中村克己 君） この人事課の行政対象暴力対応マニュアルですが、これは組織としての基本的心得として、行政対象暴力に対し、毅然とした対応、体制の確立、情報の共有化、緻密な連携、研修の実施などが上げられています。

今回の問題に対しても、関係課との情報の共有化を図り、現地立ち会いには必ず複数人で対応するような体制をとり、一貫性のある毅然とした対応では努めてまいりました。た

だ、相手は暴言を吐く、威嚇はするものの、実際に暴力を振るわれたわけではありませんので、身の危険を感じるというところまでは、市側ではそこまでは感じていなかったということです。それから、先ほどありました対応の責任者ということですが、責任者は所属の長になると思います。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 39 番小倉議員。

◆39 番（小倉通利 議員） 身の危険を感じるまでに至っていないと言うけれども、私はそれはうそだと思う。あなた方のマニュアルの中でだって、例えばおどかし文句、「バカヤロー。」「子供の使いか、てめーは。」、こういう言葉が書いてある。「タマとったるぞ。」「火をつけるぞ。」とか、あなた方は何らかの形で、これと全く同じ言葉はともかくとして、私も対面してそういうことを言い合いました。これは明らかに犯罪、脅迫になると書いてあるんです。犯罪なんですよ。あなた方はそういうことは直接対応していないんですか。関係者というか、この工事をやった隣地の方々はみんな同じような思いをしているんですよ。ぶっ殺すぞと言われていているんですよ。そういう行為をもって、不法な行為を続行しているんです。そういうことに対して、行政は身の危険を感じていないとのんきなことを言っていますか。

少なくとも、市のマニュアルと同時に、富士市行政対象暴力防止対策要領というのがあります。これには今言われたような暴力団等によって云々と書いてありますが、この乱暴な言動だとか、職員に身の安全の不安を抱かせるような行為があった場合には、富士市行政対象暴力防止対策委員会を置くとなっています。これは小林副市長が委員長に座るというふうに書いてあるんです。これだけの事例がもう幾つも出てきて、きょう私が上げたのは3つの事例です。実は美翔工業がやっている工事はもっとあるんです。あなた方はそういうことに対して、ここに書いてある行政対象暴力防止対策委員会というものを少なくとも設置をして、今の時点でどう対応するかとした行政としてのきちっとした対策が必要じゃないですか。どうですか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 先ほど建設部長のほうからお話をさせていただきましたけれども、行政職員の対応は毅然とした対応をしたというふうに考えております。また、暴言も相手方が吐いているという形で、実際は職員のほうはしっかりした対応をしているように判断しております。ただ、その辺の流れの中で、議員おっしゃるように、3件同じような事例が出ているよという形で対策委員会の設置が必要じゃないかというお話ですけども、これにつきましては、ある程度、部署が広域的な場合、または対裁判にするとか、そういうような判断のときに、現在のところは対策委員会の中で諮ろうかというような形で考えております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 39 番小倉議員。

◆39 番（小倉通利 議員） 市長、富士市内には暴力団も多いとかとあって、いろんな形で暴力防止とか、さまざまやっています。暴力団等反社会的勢力排除対策とってこうやってパンフレットもできて、暴力団を排除するような、いろいろな大会もやったりはするわけです。今回のこの業者が暴力団の構成員であるかどうかは私は承知していません。しかし、少なくとも直接対峙した1人として、やはり恐怖を覚えます。そして、現にそういうことで意見を述べた方々が、直接的な暴力としては受けなかったかもしれませんが、食

べるものものどを通らないと。いつ、何と云ってこられるかわからぬからと電話に出られなくなっちゃった。そういう恐怖感でおびえてしまうような事態が現に起きているわけです。

市の職員はどこまでそういう経験をされたか知りませんが、少なくとも条例の制定というものはすぐするということで準備をあなた方はやっていた。これは進める必要がありますが、現に起きている事例に対して、先ほど言ったような言葉は明らかに脅迫なんです。それを直接的に殴られてどこかけがしたとか、そういう行為にまで至っていないからといって対応しないなんて、私はとんでもないと思うんです。市民の安全・安心を守るということを市長は常々言っているじゃないですか。現に安全・安心が守られていないんですよ。侵害されているんです。それに対して、行政がやっぱり毅然とした態度をとるということがマニュアルの中にも書いてあるにもかかわらず、そういう対策委員会を設置しないで、何となくこの後、条例ができるまで待とうなんて、それは私はいけないと思うんです。これは市長にお答えいただきたいと思います。私は少なくともきちっとしたそういう対策を設けて、やっぱり行政全体として、こういう問題に対する対応を図っていくべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

◎市長（鈴木尚 君） 今のお話につきましては、詳しいことにつきましては私も承知をしておらない部分もありました。若干の報告を受けておりましたけれども、そのような行為があったということも実は初めてお聞きした部分もあるんですけれども、基本的には、私は就任をいたしましてから安全・安心のまちづくりということを第一義に施策を進めていこうということから、生活安全条例あるいは麻薬・覚せい剤撲滅都市宣言、そういったいわゆる治安の維持を最優先にして、まず最初に取り組みさせていただきました。その後、市の職員が変わらないとまちは変わらないよということを行いながら、しっかりした毅然とした態度で物事を進めてほしいというのが基本でありました。したがって、今のようないかなる毅然とした態度をとればとるほど、これが逆に、いわゆる危害まで加えなくても、威圧をされるようなことは起こりやすいということも想定しておりました。その反面、市の職員の安全を確保するということも大事なことでありますので、行政対象暴力に対応する組織を立ち上げようということから、県の暴追センターの専務と相談をさせていただいて、この対策委員会を立ち上げると。そしてまた、何かそれに該当する事案があれば、これにつきましては審議をいただくということで、委員の方もいらっしゃいます。

私どもは安易に一安易にという言い方はちょっと語弊があるんですけれども、いろいろな調査をした上で、情報収集をした上で、ここにかけさせていただくかどうかを判断する。これにつきましては、小林副市長を中心に最終的な判断をしていただくということになっております。この事例が過去にもありまして、委員会の開催をいただいたこともございます。確かに私自身も、また、ここにいる職員は多かれ少なかれ、今回のことではなく、過去にもそういう経験があるんです。それにつきましては多少がありますので、こういったことについてどう判断をしていくか。市民の皆さんでありますので、その中でいろいろな行為について、余りそういう行為があったということやすぐに判断すべきでもないということから、やはり若干の調査期間を設けているということもございまして。ですから、先ほど部長のほうからお答えさせていただきましたように、さまざまな調査をしたり、それに対しての固めと申すまいでしょうか、そういう裏づけ等も進めるということもあります。そうした上で、最終的に、これも迅速に行わなければいけませんけれども、対策委

員会のほうを開催いただくことになるわけでありまして、きょうまでの間にその判断が私のところにまではまだ届いておらなかったということでございます。副市長のほうもそこまで決断するまでに至っていなかったかもしれません。それは情報が若干我々におくれていたか、どこかでやはりその点がうまくつながっていなかったかということは反省をしなければいけないことだと思いますし、小倉議員のほうからこういうことを公の場でお話をいただくということもございました。これにつきましてははっきり調査を進めて、条例の制定を待つことが解決じゃなく、こういった違法行為に対して、改めて毅然とした態度をもってそれに対応するというのをもう1度こちらでは検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（小長井義正 議員） 39 番小倉議員。

◆39 番（小倉通利 議員） 市長は初めて聞いたような受けとめ方でお話がありましたけれども、ということは、これだけの問題が庁内の中で情報が伝わっていない、共有されていないというふうな印象を受けました。個々には、役所の中でも窓口に来てどなり合うとか、間々あります。いろんなケースがありますから、市民の中でも、つい役所の中の窓口あたりで大きな声を上げるというようなケースは私たちも間々見ることもあります。でも、今回の場合は、そういうものとは全く性格が違っていると私は思うんです。しかも、きょうの3つの例を申し上げましたように、明らかに行政に対する行為としての届け出がされていなかったり、届け出の内容と全く異なったことをやっておきながら、居直るわけです。居直ることをおどかしによって屈服させる。これは行政に対しても、市民に対してもそんなんです。こういうことを条例を云々というんじゃなくて、やはりいち早く対応するためには、名称はともかくとして富士市に要領までできているんですから。行政対象暴力防止対策要領の中に行政対象暴力防止対策委員会の設置がうたわれているわけです。

少なくとも、この委員会を立ち上げて、現にどういう状況にあるか。だから担当課にも言ったけれども、私自身もその男と対峙してみようと思うことは、まずは、今ICレコーダーという小さい録音機があるわけです。カメラも持っていくわけです。あるいはそこに必要なガードマンも置くわけです。そういうこともして、相手が何と言ったかというのをきちっと記録もとるとか、そういう対応をしていかなければ、今まで言ったことは言った言わないで終わっているわけです。どういうおどかしによって恐怖感に陥っているか。これは職員と同時に市民も多く味わっているわけです。それをこれからある意味ではこういう公の場でしたり、言ったことによって若干のおさまりはあるからといって、それを黙視することは断じてあってはならないと私は思うんです。したがって、あくまでもきちっと、行政として決められているこういう要領に基づいて、しかるべき調査ももちろん大事ですけども、対策も求めるように要求したいと思っておりますが、改めて市長の決意を聞きたいと思っております。

○議長（小長井義正 議員） 小林副市長。

◎副市長（小林卓 君） 行政対象暴力防止対策委員会の関係でありますけれども、私が委員長となっておりますけれども、私になってからはまだ一度も開いたことはございません。今のこの一連の内容につきましても、細かい事項までは私のところまでは上がってきておりませんので、また担当課のほうから十分内容を聞いた中で、対策委員会を開催して、庁内全域に対する今後の対応も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

◎市長（鈴木尚 君） この行政対象暴力に対して、あるいは市民の皆さんに威圧あるい

は危害を加えたり、そういった行為、また違法行為に対しては、改めて職員にも毅然とした態度をとって対応するよう、これは徹底させたいと思います。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） この際、お諮りいたします。

議事の都合により、本日の一般質問はこの程度にとどめ、残る一般質問については 28 日に行い、26、27 日の両日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって残る一般質問については 28 日に行い、26、27 日の両日は休会とすることに決しました。

次の本会議は 6 月 28 日午前 10 時から開きます。

○議長（小長井義正 議員） 本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時 59 分 延 会